

令和2年度 第1回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和2年8月28日（金）

午後1時30分から

会場：横浜市役所室18階共用会議室

1 開会

2 議題

- (1) 動物愛護センターの施設活用検討部会報告（資料1-1、1-2）
- (2) 動物適正飼育推進員研修計画について（資料2）

3 報告事項

- (1) 令和2年度横浜市動物愛護管理業務計画について（資料3）
- (2) 令和元年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について（資料4）
- (3) 神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）について（資料5）
- (4) 第5期人と動物との共生推進よこはま協議会委員の任期満了について
(資料6-1、6-2)

4 閉会

【 配付資料 】

- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱
- ・ 動物愛護センターの施設活用検討部会報告（資料1-1）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う動物愛護センターの利用について（資料1-2）
- ・ 動物適正飼育推進員研修計画について（資料2）
- ・ 令和2年度横浜市動物愛護管理業務計画について（資料3）
- ・ 令和元年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について（資料4）
- ・ 神奈川県動物愛護管理推進計画策定に向けた横浜市の考え方について（資料5）
- ・ 第5期人と動物との共生推進よこはま協議会委員の任期満了について（資料6-1）
- ・ 人と動物との共生推進よこはま協議会について（資料6-2）

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
 (第5期 平成31年3月25日～令和3年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	兵藤 哲夫	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	支部長
動物愛護等団体代表	矢吹 紀子	特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会	代表
動物愛護等団体代表	佐藤 久美子	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	朴 善子	公益財団法人 日本補助犬協会	代表理事
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	太田 雄一郎	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
動物取扱業関係団体代表	◎ 大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会	事務局長
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	事務局長
学識経験者	植竹 勝治	麻布大学獣医学部 動物行動管理学研究室	教授
学識経験者	○ 佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部 獣医学科	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

◎:会長 ○:副会長

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

一部改正 平成 29 年 6 月 12 日健動第 421 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非

公開を決定することができる。

- 3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

動物愛護センターの施設活用検討部会報告

令和2年3月3日に第2回動物愛護センターの施設活用検討部会を開催し、次の議題について検討しましたので、報告します。

議題

動物愛護センターの施設活用について

- (1) 令和元年度の実施報告
- (2) 令和2年度以降に向けての検討案
- (3) 長期的に検討が必要な内容

(以下、令和元年度 第2回 動物愛護センターの施設活用検討部会資料から抜粋)

動物愛護センターの施設活用（案）について

平成30年度に人と動物との共生推進よこはま協議会において、動物愛護センターの施設活用について御意見を頂き、令和元年度から部会で具体的な内容の検討を行っております。

令和元年度の施設活用については、以下のとおり実施いたしました。

また、令和2年度以降の検討案について、御意見・御提案をお願いいたします

1 令和元年度の実施報告

- (1) 飼育体験実習室等における動物愛護センター登録団体主催の譲渡会の実施
開催回数：6回（8月から毎月実施）
参加団体数：4団体、参加人数：延べ510人
- (2) 動物愛護センター出入口を明るくするための季節ごとのモニュメント等の設置
- (3) 「ふれあい広場」を広く市民に利用してもらうための予約方法の見直し
令和元年5月まで：利用は予約
現 在：平日午前中一般開放
令和2年4月から：終日一般開放にて利用可能とする

2 令和2年度からの実施に向けての検討案

- (1) ふれあい室(犬舎スペース)の譲渡団体への貸し出し 案①
横浜市動物愛護センター譲渡団体として登録している団体への貸出しを検討しています。
- (2) 聴導犬育成・貸与プロジェクト（委員案） 案②
「犬ふれあい室」を改修し、収容犬を聴導犬等に育成する。

- (3) 災害時ペット同行避難体験イベントの開催 案③
犬を飼育している市民を対象に、シミュレーション訓練等の実施を検討しています。

3 長期的に検討が必要な内容

- (1) 「ふれあい広場」の一部をイベント毎で貸し出し、ノーリードでの使用について逸走防止用の柵等の設置や事故対応、騒音などの観点から課題が多い。

ふれあい室(犬舎スペース)の譲渡団体への貸し出し (案)

- 1 開始予定日
令和2年8月ごろ
- 2 貸出スペース
犬ふれあい室 EV ホール入口側
- 3 貸出対象
横浜市動物愛護センター譲渡団体として登録している団体
- 4 貸出期間
開始日から令和3年3月31日までの月曜日～土曜日、午前9時から午後5時まで
- 5 貸出方法及び利用目的
 - ・センターから引き出した動物又は各団体で保護した動物の譲渡のみを行う。
 - ・対象動物は犬猫を原則とする。
 - ・譲渡対象犬は犬舎内にいれ、猫は犬舎内にケージを入れて展示する。
 - ・譲渡対象動物以外の動物の持ち込みを禁止とする。
 - ・譲渡対象動物の世話は当該団体が責任をもって行う。
 - ・利用時間以外は団体施設に動物を連れ帰ることとする。
- 6 利用上の注意点
 - ・原則としてワクチン接種済みとする。
 - ・感染予防のため、センター収容動物がいるスペースには入らないこととする。
- 7 今後の検討内容
利用状況や利用団体の要望を聞き取り、より利用しやすい形を検討していく。
例) 犬ふれあい室を回収し、広く利用しやすいスペースを確保することで、譲渡会や啓発事業等に利用しやすくする。

「聴導犬育成・貸与プロジェクト」

検討資料

【背景】

- 「誰一人取り残さない社会」実現の要請の高まり
- 聴覚障害者(ニーズ)に対する聴導犬実働頭数の不足
- 聴導犬の認知度の低迷

【ねらい】

- 実働頭数が低迷している聴導犬の「育成」「無償貸与」促進
- 動物愛護センター(施設)の有効活用

◆ 第1フェーズ

補助犬育成団体がセンターの一部施設の「使用許可」を得て聴導犬候補犬の訓練を実施

- ・ 目的 公開での訓練のあり方の検証
センターの業務との親和性の確認
センター来場者インタビューの実施
課題抽出・P D C Aサイクルによる検証
- ・ 実施期間 4月1日～8月31日
4月 実施内容について検討・調整
5月～7月 トライアル事業実施
8月 検証
- ・ 使用施設 センターと調整して決定
- ・ 使用回数 10回
- ・ 内容 毎回3時間(13:30～16:30)訓練を実施
訓練士1名+候補犬2頭

◆ 第2フェーズ

- ・ 目的 第1フェーズの結果を踏まえてブラッシュアップした事業の実践・検証
- ・ 実施期間 9月1日～1月31日
9月 第2フェーズのプログラムの構築
10月1日～12月31日 事業実施
1月 検証
- ・ 使用施設 センターと調整して決定
- ・ 使用回数 10回
- ・ 内容 毎回6時間(10:00～16:00)訓練を実施
訓練士1名+候補犬3頭

※ 2月・3月は2021年度事業に関する検討・調整を行う。

◆ 2021年度

第1フェーズ・第2フェーズの結果を踏まえて事業計画を策定
通年実施

◆ 本格稼働時

- ・ 開始時期
スポンサー企業確保後
- ・ 事業主体
横浜市、補助犬育成団体＋スポンサー企業
- ・ 使用施設
聴導犬育成専用施設（センターを一部改修して設置）
- ・ 負担区分
横浜市 施設の改修・無償貸与
補助犬育成団体 聴導犬の育成・認定
スポンサー企業 経費負担（補助犬育成団体が確保）
- ・ 補助犬育成頭数
3頭／年

※ とりあえず、2020年度を「トライアル期間」とする。

※ キーポイントは「使用許可」だけで事業を行うこと。

※ 2021年度は、

2020年度の成果を踏まえて事業を継続するものとし、

- ・ 「使用許可」ではなく「無償貸与」
- ・ 週5日実施
- ・ 外部資金の導入(スポンサーの確保) に向けたプロモーション活動の実施に取り組む。

■ スポンサーについて

企業PRにどこまで使えるか

ネーミングライツは考えられないか

災害時ペット同行避難体験イベントの開催（案）

- 1 開催予定日
令和2年8～10月ごろ
- 2 対象者
犬を飼育している市民
- 3 宿泊しない災害時ペット同行避難体験イベント内容
 - (1) シミュレーション訓練
 - ア 飼い主同士で協力し「飼い主の会」を立ち上げ
 - イ 一時飼育場所の設置、一時飼育場所における飼育・衛生管理
 - ウ 役割分担や運営委員（職員）への報告 など
 - (2) 講義テーマ
 - ア 災害時ペット同行避難について（平常時の備えについて）
※ペットをケージに入れた状態で、講義を実施
 - イ 災害全般について（ペットに限らず災害全般について）
 - (3) その他
 - ア 食事
 - イ グループ討議にて課題の抽出
 - ウ アンケートの実施
※同行避難宿泊体験イベントを実施する場合の興味の有無 等
- 4 検討内容
宿泊する災害時ペット同行避難体験イベントにむけてアンケートにより、時間、内容、実施の有無なども含め検討する。
※宿泊の場合、必要な届け出の他に周辺地域への周知（騒音など）

動物愛護センターの施設利用の現状について

1. センターホームページでのご案内



横浜市
City of Yokohama

[読み上げ](#)
[Language](#)
[サイトマップ](#)
[よくある質問](#)
[コールセンター](#)

ENHANCED BY Google





暮らし・総合
戸籍・住民票などの手続き



観光・イベント
文化・芸術・スポーツなど



事業者向け情報
入札情報、産業振興など



市の情報・計画
市の施策・取組

[防災・救急・防犯](#)
[住まい・暮らし](#)
[戸籍・税・保険](#)
[子育て・教育](#)
[健康・医療](#)
[福祉・介護](#)
[市民協働・学び](#)
[まちづくり・環境](#)

トップページ > [暮らし・総合](#) > [住まい・暮らし](#) > [ペット・動物](#) > [動物愛護センター](#) > [センターの案内](#) >

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除に伴う市民利用施設の再開について（令和2年6月19日以降）

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除に伴う市民利用施設の再開について（令和2年6月19日以降）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設利用を中止させていただいておりましたが、6月1日（月曜日）から見学を含め市民利用施設の利用を再開いたします。当面の間、以下の感染拡大防止対策をとりながらのご利用とさせていただきます。ご利用の前に必ずご確認ください。ご利用予定の皆様にはご不便をお掛けいたしますがご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最終更新日 2020年6月29日

 **印刷する**

市民利用施設の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、見学や施設の利用方法が変更になりました。詳細は下記をご確認ください。（今後の感染拡大状況によっては、急遽施設利用や予約を中止させていただく場合があります。）

ご利用にあたって

1. ご利用は、月曜日から土曜日の9時から午後4時までとします。
2. 視聴覚室、研修室は、当面の間ご利用いただけません。
3. 10名以下でご利用ください。
4. マスクを着用してください。
5. 手洗い用に各自ハンカチ（タオル）を持参し、手洗い・消毒に努めてください。
6. 密接にならないように、社会的距離の確保をしてください。（2m間隔程度）
7. 代表者は当日の参加者名簿の作成にご協力ください。（万が一、参加者で感染者が確認された場合には、名簿のご提出をいただくことがあります。）
8. 発熱など風邪様症状等がある場合にはご利用いただけません。

飼育体験実習室をご利用される方は、以下のご協力をお願いいたします。

1. 60分に一度窓を開放し、5分以上換気をしてください。
2. 利用時間は、午前9時～11時30分、午後は1時30分～4時といたします。
3. 施設使用後は、施設の清掃を行ってください。
4. 受付にて、上記内容を含めたチェックシートのご記入をお願いいたします。

2. 施設利用者用チェックシート

施設利用者遵守事項 チェックシート

横浜市動物愛護センター利用に際し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の項目を遵守します。

確認事項		チェック欄
1	10名以下の利用です。	<input type="checkbox"/>
2	全員マスクを着用します。(飲食時など必要以上に外しません)	<input type="checkbox"/>
3	利用開始前、利用終了後は手洗い、および手指の消毒を行います。	<input type="checkbox"/>
4	利用者やスタッフなど他の人との距離をできるだけ2m程度空け、互いに手の届く距離に集まらないよう配慮します。(障がい者の誘導や介助は除く)	<input type="checkbox"/>
5	窓を開けて定期的な換気を行います。(2方向の窓を同時に開け、60分活動したら休憩し、換気を5分以上行う)	<input type="checkbox"/>
6	利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、動物愛護センターに対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告します。	<input type="checkbox"/>
7	当日の参加者名簿を作成し、必ず連絡ができる体制を整えています。また、当日の施設内利用者に感染者が発生した場合等には、保健所からの接触者調査に協力し、求めに応じて名簿を提出します。	<input type="checkbox"/>
8	発熱等の風邪様症状はなく、体調不良ではありません。	<input type="checkbox"/>
9	過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴はありません。	<input type="checkbox"/>
10	手と手の接触など、直接接​​触のある活動は控えます。	<input type="checkbox"/>
11	トイレのドアノブ、階段手摺、エレベータボタンなど必要以上に触れません。	<input type="checkbox"/>
12	会話程度以上の声は発しません。息が上がる激しい運動はしません。 近距離での会話や発声等を控えます。	<input type="checkbox"/>
13	パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布はしません。	<input type="checkbox"/>

※備考

年 月 日

申請者名 _____

3. 参考写真

① アルコールによる手指消毒



② LINE コロナシステムの導入



横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

令和2年度の横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）研修計画について、実施案を作成しましたので、お諮りいたします。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 71名

2 令和2年度の推進員研修計画（案）について

(1) 日程及び回数：令和2年10月～11月頃（同じ研修を2回実施）

場所：動物愛護センター（定員150名の会場に35～36人収容予定）

内容：動物の愛護及び管理に関する法律改正について

講師：未定

(2) コロナウイルス感染症防止対策

- ・参加人数を制限するため、一般市民の公募は行わない。
- ・会場は参加者同士の距離を十分にとる
- ・会場の設備、備品の清掃・消毒を徹底する。
- ・参加者及びスタッフのマスク着用・手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・参加時の健康チェック、検温を実施する。
- ・「LINE コロナお知らせシステム」及び「新型コロナ接触確認アプリ（COCOA）」の導入をすすめる。

(3) 中止の案内等

- ・今後のコロナの状況により、急遽中止になる可能性がある旨を研修案内とともにお知らせする。中止の際は、参加申込者に通知するとともにホームページ等で周知する。

3 その他

(1) 集合研修を実施しない場合、推進員に研修資料を送付する。

送付する資料：動物の愛護及び管理に関する法律改正について

(2) 集合研修を実施する場合は、研修後、飼い主のいない猫対策に関する情報交換会を実施する。

令和2年度 横浜市動物愛護管理業務計画



【横浜市動物愛護センター外観】



動物愛護センターは、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。また、本市動物行政の拠点として、18 区役所と連携しながら、市全体の施策や地域の実情に即した取組を展開していきます。

令和2年度の動物愛護管理業務に関する取り組みを、「令和2年度横浜市動物愛護管理業務計画」としてまとめました。この計画に基づいて「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進します。

目次

1 災害時のペット対策	1
2 地域猫活動支援事業	3
3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4 狂犬病予防事業	6
5 猫の不妊去勢手術推進事業	7
6 マイクロチップ装着推進事業	8
7 犬、猫等の引取り・保護収容業務	9
8 収容動物の譲渡事業	10
9 動物取扱業登録及び監視指導	11
10 特定動物飼養保管許可及び監視指導	12
11 附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点にペットと同行避難を実施することが予想され、各地域でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。横浜市では、平成30年に改訂した「防災計画（震災対策編）」「地域防災拠点開設・運営マニュアル（資料編）」において、地域防災拠点で飼い主が同行したペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ学校敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載しています。

災害時に混乱が生じないように、飼い主への普及啓発や、各区の地域防災拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。また、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各地域防災拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 各地域防災拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センターで使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備
- 5 災害時ペット同行避難体験イベントの実施

<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

	28年度	29年度	30年度
実施区	11区	13区	12区
実施箇所	19か所	24か所	30か所
参加人数	4,533人	5,951人	7,876人

<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

	28年度	29年度	30年度
実施区	15区	17区	17区
実施回数	133回	160回	212回



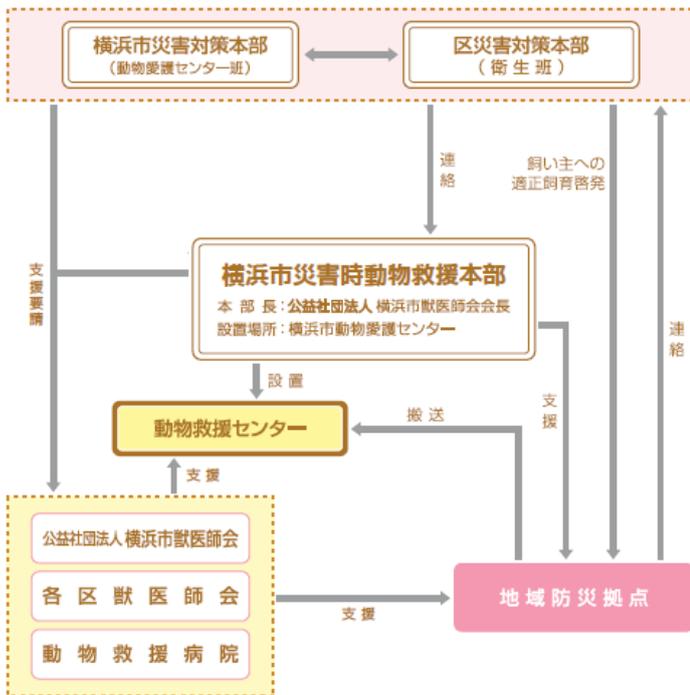
＜参考＞ 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- 公益社団法人横浜市獣医師会
- 公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- 神奈川県愛玩動物協会
- 特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人日本補助犬協会
- 全日本動物輸入業者協議会
- 公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- その他連絡会の趣旨・目的に賛同する団体等

＜参考＞ 【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在以下の5拠点と協定を結んでいます。

- 鶴見区スポーツ広場（大黒町）
- 公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- 公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- 横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した動物の一時保護、治療などの支援を行います。
[公益社団法人横浜市獣医師会と協定締結]

＜参考＞ 啓発リーフレット（動物愛護センター作成）



冊子「災害時のペット対策 ～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」は本市動物愛護センターのホームページからダウンロードできます。

2 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少につなげていくことを目的として、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区役所～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



<参考> 平成30年度横浜市地域猫活動支援事業の実施結果

	泉区	戸塚区	神奈川区	合計
登録地域数	4	2	1	7
活動対象猫数	74	77	36	187
動物愛護センターでの手術実施頭数	10	21	1	32

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

犬や猫の飼育マナー等に関する苦情や相談が、依然として多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、(公社)横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進します。

動物愛護センターが、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行います。

2 動物愛護センターでの啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座や動物愛護行事を実施します。

(1) 犬セミナー

飼い犬のしつけ、お手入れ、健康管理等についての講習

(2) 猫セミナー

飼い猫との暮らし方、健康管理、地域猫等についての講習



【猫セミナー】

(3) 動物愛護フェスタ

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市が主催する動物愛護啓発イベント

(4) 犬、猫について学ぼう（子どもアドベンチャー）【8月】

わんわん教室の実施

(5) 夏休み！自由研究【8月】

小中学生を対象にした犬猫の適正飼育についての学習

(6) その他 動物愛護適正飼育普及啓発事業

小学生を対象にした、咬傷事故防止や動物愛護の教室や犬猫の飼い主に対する適正飼育啓発事業等を実施



【動物愛護フェスタ】



【犬、猫について学ぼう】（子どもアドベンチャー）

3 各区役所での啓発事業

各区役所では、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発するため、小学校等での愛護普及啓発事業や飼い主への適正飼育普及啓発等を実施します。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		28年度	29年度	30年度
苦情・相談件数（計）		2,488	2,005	2,110
内訳	収容に関する相談	141	120	125
	放し飼い	76	101	108
	ふん尿	1,410	1,202	1,149
	鳴き声	221	232	216
	身体・器物の被害	103	110	111
	不適切な取扱い・虐待	73	67	82
	登録・注射に関すること	305	78	170
	その他	159	95	149

【猫】		28年度	29年度	30年度
苦情・相談件数（計）		3,190	2,260	2,306
内訳	ふん尿	857	733	767
	臭気・毛	72	56	84
	鳴き声	66	37	46
	身体・器物の被害	71	85	95
	不適切な取扱い・虐待	76	65	55
	収容に関する相談	997	721	672
	その他	1,051	563	587

4 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知し、登録等を推進します。4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録等を実施します。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での登録等受付【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



【鑑札】



【注射済票】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	28年度	29年度	30年度
登録数	178,302	177,016	175,366
注射済票交付数	133,583	133,472	130,264
接種率	74.9%	75.4%	74.3%

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

令和元年度より、前年度の3月を補助の対象手術期間に含め、年間を通じて切れ目なく補助が行えるようになりました。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

令和2年3月1日(日)～令和3年2月28日(日)

2 補助金申請受付期間

令和2年5月7日(木)～令和3年3月5日(金)

(※3月及び4月手術分は5月7日(木)から6月10日(水)まで申請受付)

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

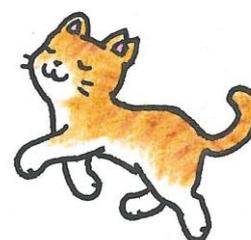
市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。(令和2年度補助対象頭数4,500頭)

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績(頭数)

28年度	29年度	30年度
7,816	4,098	3,922

*本補助金申請の対象となる猫
平成28年度まで飼い猫及び飼い主のいない猫
平成29年度から飼い主のいない猫のみ



6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月5日(金)

2 補助金申請受付期間

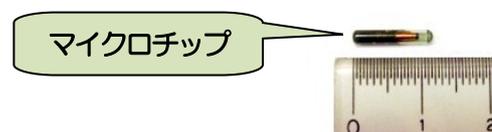
令和2年5月7日(木)～令和3年3月5日(金) (当日消印有効)

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

動物愛護センター (窓口及び郵送)



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い猫及び飼い犬のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。(令和2年度の補助対象頭数は800頭)

※本補助金申請には、AIPO (Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議) への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和2年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績 (頭数)

	28年度	29年度	30年度
犬	140	100	144
猫	222	301	388
計	362	401	532

7 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

保護収容した犬・猫等が一頭でも多く、飼い主への返還や新しい飼い主へ譲渡されることを目的に事業に取り組みます。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、(公社)横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

【犬】	28年度	29年度	30年度
収容頭数	271	294	231
返還数	165	138	110
譲渡数	76	101	88
安楽死処分数	36	29	30
自然死	0	4	2
死体搬入	3	0	0

【猫】	28年度	29年度	30年度
収容頭数	1,306 (937)	1,179 (772)	948 (640)
返還数	15 (3)	16 (4)	13 (2)
譲渡数	521 (308)	483 (295)	378 (251)
安楽死処分数	404 (266)	387 (234)	332 (215)
自然死	134 (90)	116 (84)	89 (54)
死体搬入	225 (82)	179 (62)	138 (53)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数(内数)

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は安楽死処分行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼猫動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

8 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛法」という。）」の趣旨に基づき、飼い主への返還や個人の方への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

個人への譲渡のほか、譲渡登録団体(補助犬、災害救助犬等育成団体を含む)や(公社)横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

個人への譲渡では、事前予約の上、個別にて同日に講習・面談・動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明し、面談では飼育環境やライフスタイル等の確認を行い、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページに掲載していきます。

<参考> 譲渡実績

動物	28年度				29年度				30年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	公社横浜市獣医師会		個人	団体	公社横浜市獣医師会		個人	団体	公社横浜市獣医師会
犬	76	3	72	1	101	6	92	3	88	3	82	3
猫	521	90	190	241	483	74	183	226	378	42	148	188
他小動物	4	2	1	1	2	1	0	1	14	12	1	1

* 譲渡登録団体数 30団体 (令和2年2月末現在)

9 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動愛法に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請・更新・変更・廃業の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。動愛法の改正に伴い、動物に関する帳簿の備付け及び報告に係る義務が拡大されたこと等の周知を行います。

また動物取扱責任者が、その業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 ホームページやチラシを用いた、動物取扱業者に対する動愛法の改正点についての周知
- 4 動愛法に基づく犬猫等販売業者定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
28年度	1,261	389	939	45	195	51	6	1,625	654	215
29年度	1,326	398	987	44	207	55	5	1,696	596	206
30年度	1,327	385	993	48	212	65	6	1,709	467	164

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	
28年度	23	17	7	3	2	4	33
29年度	23	17	7	3	2	4	33
30年度	26	20	10	3	2	5	40

10 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動愛法の改正に伴い、令和2年6月から動物園など特定の目的以外で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管が禁止されます。また、特定動物の交雑種が新たに規制対象になります。

環境省令で定める目的で、特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対しては、動愛法の改正内容について周知を行い、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。また、飼養又は保管の状況について監視を実施します。

◇ 実施期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更及び廃止申請の受理、許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 災害時を見据えた逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。
- 4 ホームページやチラシを用いて、動物取扱業者や飼育者に対して、動愛法の改正点について周知します。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について（平成31年3月31日現在）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	104 (0)*	8	64 (6)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	8 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**	頭数		
施設数等	2	5 (0)	10	16 (7)	9	36 (13)	10	24 (6)	27		268 (32)	

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。

*頭数の()は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

- 1 委員構成：公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 12人の委員
- 2 開催：年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第38条第1項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第8期横浜市動物適正飼育推進員 71人（令和2年2月末現在）

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：（公社）横浜市獣医師会、（一社）横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ （公社）横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、（公社）横浜市獣医師会や警察と連携体制を講じ、適切に対応します。

- 1 市民ボランティア登録数 53人（令和2年2月末現在）
- 2 譲渡登録団体数 30団体（令和2年2月末現在）
- 3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市等との連携

動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

- 1 全国動物管理関係事業所協議会
- 2 神奈川県動物愛護管理推進協議会
- 3 関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議
- 4 狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省主催）
- 5 都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理行政主管課長会議
- 6 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理業務担当者会議
- 7 神奈川県・保健所設置市狂犬病予防業務担当者会議

令和元年度 横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 災害時のペット対策
- 2 地域猫活動支援事業
- 3 動物の愛護・適正飼育普及啓発事業
- 4 猫の不妊去勢手術推進事業
- 5 マイクロチップ装着推進事業
- 6 犬、猫等の引取り・保護収容業務
- 7 収容動物の譲渡事業
- 8 狂犬病予防事業動物
- 9 動物取扱業登録及び監視指導
- 10 特定動物飼養保管許可及び監視指導
- 11 附属機関・他機関等との連携

1 災害時のペット対策



災害時のペット対策について市民の皆さまに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの防災関連展示等実施状況

平成29年度：17区（鶴見、神奈川、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、泉、栄、瀬谷）

平成30年度：17区（鶴見、神奈川、西、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、泉、栄、瀬谷）

令和元年度：18区（全区）

(2) ペットの同行避難訓練実施状況

平成29年度：13区24拠点、延参加人数 5,951人、延参加動物数124頭
（鶴見、神奈川、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、泉、瀬谷）

平成30年度：12区30拠点、延参加人数 7,876人、延参加動物数138頭
（鶴見、神奈川、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、緑、青葉、都筑、瀬谷）

令和元年度：11区26拠点、延参加人数6,881人、延参加動物数70頭
（鶴見、神奈川、西、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、青葉、瀬谷）

2 地域猫活動支援事業



「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動支援事業を平成30年4月より実施しました。

◎ 登録状況等（令和元年3月末）

平成30年度：3区7地域（神奈川区、戸塚区、泉区）、手術実施頭数 32頭

令和元年度：6区12地域（神奈川区、南区、港南区、戸塚区、泉区、瀬谷区）、手術実施頭数 73頭

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進し、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で啓発事業を実施しました。

(1) ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行いました。

(2) 動物愛護センターでの啓発事業

◎ 適正飼育啓発

- ・ 犬・猫セミナー 【 4回 203人】

飼い犬・猫のしつけやお手入れ、医療、地域猫等についての講習、

- ・ 適正飼育啓発事業 【 2回 25人】

犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理、高齢動物の介護など、適正飼育に関する啓発事業を実施

◎ 愛護普及啓発

- ・ 動物愛護フェスタ 【 9月23日 荒天のため中止】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント

- ・ こども向け啓発事業 【 3回 226人】

こどもアドベンチャー、夏休み自由研究、

- ・ 動物愛護啓発事業 【 16回 698人】

◎ その他

- ・ 防災関係普及啓発 【 1回 50人】

災害時のペット対策、同行避難等防災関連の普及啓発を行いました。

(3) 各区での啓発事業

- ◎ 小中学校等学校での愛護普及啓発事業 【 5回 265人】

- ◎ 飼い主への適正飼育普及啓発 【 48回 2,215人】

愛犬マナー教室、猫の屋内飼育、犬猫の健康管理等

- ◎ 町内会、地域防災拠点への啓発 【 242回 27,999人】

ペット防災啓発、飼い主のいない猫に関する説明会等

(4) 動物に関する相談などについて

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

◎ 犬の苦情等件数の推移

		H29 年度	H30 年度	R 元年度
苦情等内容件数		2,005 件	2,110 件	1,975 件
内訳	野犬等保護	120 件	125 件	50 件
	放し飼い	101 件	108 件	70 件
	ふん尿	1,202 件	1,149 件	1,223 件
	鳴き声	232 件	216 件	173 件
	身体・器物の被害	110 件	111 件	112 件
	不適切な取扱い・虐待	67 件	82 件	87 件
	登録・注射に関すること	78 件	170 件	147 件
	その他	95 件	149 件	113 件

◎ 猫の苦情等件数の推移

		H29 年度	H30 年度	R 元年度
苦情等内容件数		2,260 件	2,306 件	1,956 件
内訳	ふん尿	733 件	767 件	601 件
	臭気・毛	56 件	84 件	57 件
	鳴き声	37 件	46 件	40 件
	身体・器物の被害	85 件	95 件	83 件
	不適切な取扱い・虐待	65 件	55 件	66 件
	収容に関する相談	721 件	672 件	507 件
	その他	563 件	587 件	602 件

4 猫の不妊去勢手術推進事業



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助を行いました。

令和元年度補助の内容

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助：一頭につき 5,000 円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績頭数	4,098	3,922	3,884

※ 平成 29 年より補助の対象から飼い猫及び飼い猫にする猫を除外し、飼い主のいない猫のみとした。

5 マイクロチップ装着推進事業



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効なマイクロチップ装着費用の一部を補助しました。

令和元年度補助の内容

マイクロチップ装着費用の補助：500 頭を対象に一頭につき 1,500 円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
犬	100	144	140
猫	301	388	397
計	401	532	537

6 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
収容頭数	総数	324	271	294	231	150
	飼い主不明犬	230	223	182	167	94
	飼えなくなった犬	87	44	107	59	50
	傷病犬	7	4	5	5	6
返還数		172	165	138	110	72
譲渡数		110	76	101	88	54
致死処分数		40	36	29	30	28
自然死		2	0	4	2	4
死体搬入		3	3	0	0	0

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
収容頭数	総数	1,372 (960)	1,306 (937)	1,179 (772)	948 (640)	906 (552)
	飼い主不明猫	797	710	588	492 (462)	443 (427)
	飼えなくなった猫	87	96	185	105 (21)	138 (14)
	傷病猫	488	500	406	351 (157)	325 (111)
返還数		17 (1)	15 (3)	16 (4)	13 (2)	6 (0)
譲渡数		519 (235)	521 (308)	483 (386)	378 (251)	417 (244)
致死処分数		514 (383)	404 (266)	387 (247)	332 (215)	250 (139)
自然死		109 (54)	134 (90)	116 (84)	89 (54)	83 (49)
死体搬入		209 (72)	225 (82)	179 (67)	138 (53)	161 (45)

7 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院を經由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 平成 29 年度から令和元年度までの譲渡実績

	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度			
	譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会
犬	101	6	92	3	88	3	82	3	54	2	48	4
猫	483	74	183	226	378	42	148	188	417	76	183	158
その他	2	1	0	1	14	12	1	1	5	3	0	2

* 譲渡団体登録数 30 団体 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

犬	個別講習	2 組	2 人
猫	個別講習	84 組	182 人
その他	個別講習	5 組	11 人

8 狂犬病予防事業



狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録数	177,016	175,366	173,827
注射済票交付数	133,472	130,264	127,905
接種率	75,4%	74,3%	73,6%

9 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各区福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数計	施設 検査数	指導施設 検査数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
平成 29 年度	1,326	398	987	44	207	55	5	1,696	596	206
平成 30 年度	1,327	385	993	48	212	65	6	1,709	467	164
令和元年度	1,412	404	1,054	54	220	78	5	1,815	470	151

◎動物取扱責任者研修

実施回数：5回 内容：ペットに関する苦情及び相談

10 特定動物の飼養保管許可



人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。

令和元年度にはアメリカドクトカゲ、ボアコンストラクターなど新たに14件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について（令和2年3月31日現在）

種類	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	102 (0) *	8	64 (8)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	9 (0)	0	0 (0)
種類	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**		頭数	
施設数等	2	4 (0)	10	13 (7)	12	34 (19)	11	20 (8)	32		257 (42)	

* 頭数の（ ）は、愛がん目的の飼養頭数になります。その他の目的には、販売、展示、試験研究等があります。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関、他機関等との連携



◎人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の動物の愛護および管理に係る施策や横浜市動物愛護センター事業計画などに関して審議していただき、活動を支援していただいております。

【 会議の開催回数 2回 】

◎人と動物との共生推進よこはま協議会 動物愛護センターの施設活用検討部会

令和元年度より新たに部会を設置し、センターの施設活用についてのご意見を伺いました。

【 部会の開催回数 2回 】

◎横浜市動物適正飼育推進員

おもに犬・ねこ等の適正な飼い方を薦めることを目的とし、飼い主に対する飼い方のアドバイスなど、区役所と連携して地域に密着した活動を行っています。

【 横浜市動物適正飼育推進員 71人（令和2年3月31日現在） 】

◎市民ボランティアについて

現在、「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、譲渡対象の犬や猫の飼育管理のお手伝い等をしていただいております。

【 市民ボランティア登録数 53人（令和2年3月31日現在） 】

活動実績

哺育ボランティア： 29回 64頭

神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～12年度）策定に向けた横浜市の考え方

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（令和2年4月環境省告示第五十三号）（以降、「指針」という）の改正に伴う、神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～12年度）の策定に向けた横浜市の考え方を以下に示します。

＜横浜市の考え方＞

1 動物愛護、適正飼養に関する普及啓発の推進

引き続き、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動を行う。また、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な飼養管理や繁殖制限措置等を講ずることについて積極的に広報を行っていく。

2 動物の収容数減少への取組、動物の返還・譲渡の推進

引き続き、以下の取組を推進していく。

- (1) 飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を推進し、飼い主不明猫収容数の減少を目指す。
- (2) マイクロチップ等、所有者明示の徹底により返還を促進する。
- (3) 関係団体やボランティア、近隣自治体との連携強化、動物愛護センターでの譲渡推進等による譲渡率の向上を目指す。

3 所有明示（個体識別）措置の推進

飼い主に対し、マイクロチップ等の所有明示の必要性についての普及啓発を推進していく。

4 動物の健康及び安全の確保、周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

引き続き、以下の取組を推進していく。

- (1) 遺棄・虐待防止、多頭飼育崩壊防止のための関係部署との連携
- (2) 飼い主のいない猫への不妊去勢手術の徹底と地域猫活動への支援の継続
- (3) 特定動物の愛玩目的での飼養または保管の禁止に関して周知の徹底、遵守の説明

5 動物取扱業の適正化

改正された動物愛護管理法に基づき、第一種動物取扱業による適正飼養等を推進するため、基準の遵守や適正な飼養保管、購入者への適切な説明を行うよう指導していく。

6 災害対策

引き続き、以下の取組を推進していく。

- (1) 飼い主や動物取扱業者等に対し、平常時から災害時に備えた準備等についての普及啓発
- (2) ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるための体制整備
- (3) 近隣自治体や関係団体等との広域的な連携や相互協力支援体制の整備

7 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進

引き続き、関係機関と情報共有を図りつつ連携しながら必要な対応を行っていく。

8 調査研究の推進

引き続き、近隣自治体や関係団体等と連携し情報収集や調査研究に努める。また、学識者で構成する動物由来感染症対策検討会等を開催して情報共有及び体制整備を進めていく。

新型コロナウイルス感染症等新興感染症の人と動物への影響について情報を整理し、必要な対策について検討していく。

9 人材育成

引き続き、行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材育成等を積極的に推進していく。

第 5 期 協議会委員の任期満了について

平成 31 年 3 月 25 日に任命された現協議会委員は、令和 3 年 3 月 24 日で任期満了となります。

【参考】

1 第 5 期協議会委員の選考方法

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表、横浜市獣医師会の代表、動物取扱業関係団体の代表及び学識経験者から任命
- (2) 第 4 期協議会公募委員の再任命

2 協議会委員の任命までのスケジュール案（公募を実施する場合）

令和 3 年 1 月中旬	公募の周知、申込み開始
2 月中旬	公募の申込み締切
2～3 月	公募選考
	各団体代表、学識経験者へ横浜市から推薦、就任を依頼
3 月 25 日	委員委嘱

●人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱（抜粋） （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

●横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（抜粋） （委員の任命及び構成）

第 4 条 附属機関の委員の任命及び構成については、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任すること。
 - (2) 委員の定数は、20 人以内とすること。
 - (3) 委員には本市職員を任命しないこと。
 - (4) 委員には本市市会議員を任命しないこと。
 - (5) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き 10 年を超えないこと。
 - (6) 他の附属機関の委員の職を 4 以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
 - (7) 女性委員の登用については、横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱（平成 24 年 3 月 28 日市男女第 776 号。以下「女性参画推進要綱」という。）によること。
- 2 前項第 1 号から第 6 号までの規定については、別に定めがある場合は、この限りでない。

人と動物との共生推進よこはま協議会について

1 横浜市附属機関設置条例

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

別表 (抜粋)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(担当事務)

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。